

平成 28 年 2 月 3 日

各地区本部長殿

神奈川県電気工事工業組合
理事長 青 博孝

スマートメーターで契約アンペア容量を
設定する場合の逆潮流の取扱について

東京電力(株)は平成 27 年 8 月より、スマートメーターによるご契約アンペア容量の設定（計器 S B 設定）および、再生可能エネルギー等発電設備からの電力受給における双方向計量（スマートメーターによる 1 計量）を開始しております。

この開始に伴い、東京電力(株)神奈川総支社より逆潮流に対する計器 S B 設定の取扱を別添のとおり決定したとの連絡がありましたので、ご案内申し上げます。

つきましてはご多用のところ誠に恐縮ですが、所属組合員にご周知いただきたくお願い申し上げます。

【概要】

- ・再生可能エネルギー等発電設備の容量が従来の S B 容量（ご契約容量）と比較して大きいときは、S B が逆潮流に対しても作動することから S B 容量を再生可能エネルギー等発電設備の容量に整合させることの必要について確認させていただいておりましたが、スマートメーターが順潮流と逆潮流の個々に設定することが可能となりましたので、計器 S B 設定の場合、再生可能エネルギー等発電設備の容量を考慮いただく必要性はなくなります。

【留意事項】

- ・計器 S B 設定が可能なスマートメーターは、単相の 30 A・60 A の容量となります。
- ・再生可能エネルギー等発電設備の容量が 12 kW 超過で余剰配線を希望される場合、スマートメーターの容量は 120 A となりますので計器 S B 設定はできません。

※詳細については、別添の資料を参照お願いいたします。

なお、東京電力(株)各事業所においても対応の各地区本部にご案内する予定とのことです。

以上

スマートメーターで契約アンペア容量を設定する場合の逆潮流の取扱いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は弊社事業にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

弊社は、平成27年8月より、スマートメーターの機能を活用したサービスとして、スマートメーターによるご契約アンペア容量の設定（以下、「計器SB設定」といいます。）および再生可能エネルギー等発電設備からの電力受給における双方向計量を開始しておりますが、逆潮流に対する計器SB設定の取扱いを下記のとおりご案内申し上げますので、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。 敬具

記

1. 計器SB設定における逆潮流の取扱いについて

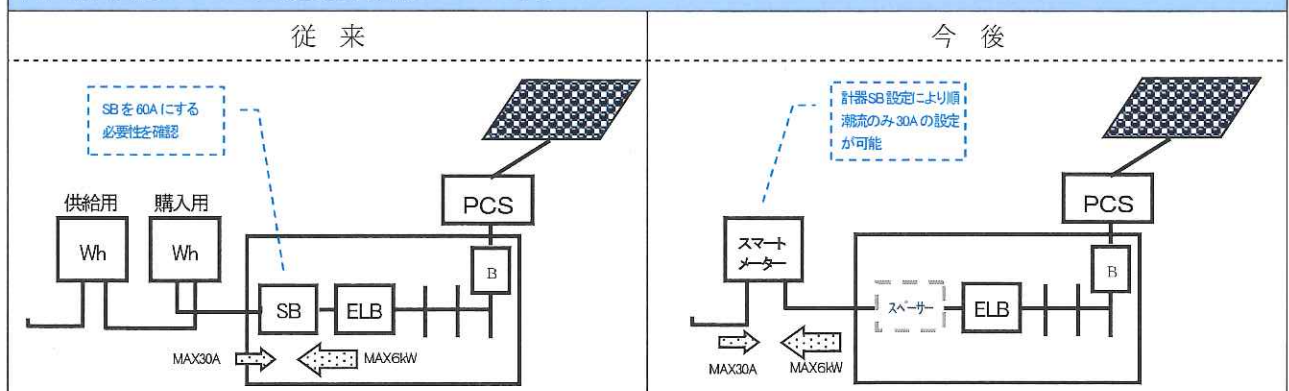
従来、再生可能エネルギー等発電設備を設置し、当社等による電力購入をご希望される場合で、再生可能エネルギー等発電設備の容量がご契約容量と比較して大きいときは、電気のご契約のために設置しているアンペアブレーカーが逆潮流に対しても作動する仕組みであることから、アンペアブレーカー容量を再生可能エネルギー等発電設備の容量に整合させることの必要性について、確認させていただいておりました。

計器SB設定については、スマートメーター機能の活用による更なるサービス向上に向け、順潮流と逆潮流で個々に設定することが可能となるよう準備を進めておりましたが、このたび、当設定が可能となったことから、今後、計器SB設定にあたっては、従来のように再生可能エネルギー等発電設備の容量を考慮いただく必要性はなくなります。

2. 計器SB設定における留意事項について

- 計器SB設定が可能なスマートメーターは、単相の30Aまたは60Aの容量のみとなります。
- 発電設備容量が12kW超過で余剰配線を希望される場合、スマートメーター容量が120A以上となりますので計器SB設定はできません。

例) 最大負荷が30Aで太陽光発電設備が6.0kWあるケース



以上